

## 訪問リハビリテーション梅名の里 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人静和会が開設する訪問リハビリテーション梅名の里（以下「事業所」という。）が実施する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕事業（以下「事業」という。）の職員及び業務管理に関する運営規定を定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、利用者等に対する適切な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕（以下「指定訪問リハビリテーション等」という。）の提供を確保することを目的とする。

- 2 指定訪問リハビリテーション等は、利用者により、その心身機能の維持回復を目指し、もって家庭における療養生活を支援し、生活状況の向上に努めるものとする。

### (運営の方針)

第2条 指定訪問リハビリテーション等は、利用者の要介護（要支援）状態の軽減、若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

- 2 指定訪問リハビリテーション等は、事業の運営にあたって居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 指定訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、主治医の指示及び訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画（以下「訪問リハビリテーション計画」という。）に基づく適切なりハビリテーション等の提供を行う。
- 4 事業所は、指定訪問リハビリテーション等を提供するにあたって、当事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によってのみリハビリテーション等を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。
- 5 事業所は、それぞれの利用者について訪問リハビリテーション計画に従ったサービスを行い、その実施状況及び評価について、診療記録を作成し医師に報告するものとする。
- 6 指定介護予防訪問リハビリテーションの場合、医師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定訪問リハビリテーション等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：訪問リハビリテーション梅名の里
- (2) 所在地：静岡県三島市梅名578番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名以上 (医師)  
介護老人保健施設梅名の里の管理者が兼任する。
- (2) 理学療法士 作業療法士 言語聴覚師 1名以上
- (3) 職務内容
  - ① 医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づいた心身機能の維持回復
  - ② 療養生活や介護・介助方法の指導
  - ③ 病状・障害の観察
  - ④ 障害の状態に合った、住宅改修・改造の指導
  - ⑤ 杖、車椅子等の補装具の修理、購入の指導
  - ⑥ その他の医師の指示によるリハビリテーション等
  - ⑦ 主治医や居宅介護支援事業所、介護予防支援事業者との意思疎通を図り、利用者のニーズに沿ったリハビリテーションの提供

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおり定めるものとする。

- (1) 営業日は通常月曜日から金曜日までとする。但し、祝日及び12月29日から1月3日迄を除く。
- (2) 営業時間は、午前9時00分から午後5時00分迄とする。

(利用時間及び利用回数)

第6条 利用時間及び利用回数は、以下のとおり定める

- (1) 医師の指示により、指定訪問リハビリテーション等が必要な要介護者（要支援者）に提供する。
- (2) 利用回数、利用日時及び利用時間は、居宅（介護予防）サービス計画に基づいて定められる。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 利用料及びその他の費用の額は以下の通り定める。

- (1) 指定訪問リハビリテーション等は、原則として介護保険負担割合証に応じた金額の支払いを受ける。
- (2) 利用者から利用料の支払いを受けた時は、介護保険適用部分とその他の利用料に分け、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載した領収書を交付する。
- (3) 指定訪問リハビリテーション等の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、基本利用料並びにその他の利用料の内容及び金額について説明を行い、その同意を得なければならない。
- (4) 緊急入院等やむを得ない場合を除き、利用者から前日の営業時間内に事前連絡がなく、居宅訪問時に不在等で指定訪問リハビリテーション等がキャンセルになった場合には、介護保険適用部分の介護報酬単価の1割分を徴収する。

(通常の事業の実施地域の範囲)

第8条 通常の事業の実施地域は、三島市（但し、東海道新幹線線路より南側の地域）、函南町（但し、大土肥・柏谷・新田・塚本・仁田・肥田・間宮のみ）、清水町（但し、徳倉と中徳倉地区は除く）とする。

(感染症の対応)

第9条 感染症を発生し、または蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施、必要な措置を講じます。

(虐待等の対応)

第10条 虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます

(緊急時における対応方法)

第11条 事業者は、指定訪問リハビリテーション等の実施中に、事故が発生した場合は、速やかに主治医、市町村、当該利用者の家族等、当該利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者等に連絡し適切な措置を講じるものとする。また、主治医等へ連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

3 事業者は、指定訪問リハビリテーション等の実施中に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(秘密保持)

第12条 事業者及び事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密保持を厳守する。

2 事業者は、職員であった者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 事業所の職員が、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の情報を使用する場合は、利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第13条 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(ハラスメント対策)

第14条 事業所は、職場におけるハラスメント防止するための雇用管理上の措置を以下のように定めるものとする。

(1) 職場におけるハラスメントの内容及び行ってはならない旨の方針を明確化し職員に周知・啓発する。

(2) 相談に対する担当者をあらかじめ定めることにより、相談への対応のための窓口をあらかじめ職員に周知する。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、事故発生時の防止のための指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合に、事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する定期的な研修を実施する。

3 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、指定訪問リハビリテーション等の社会的使命を十分認識し、職員の資質の向上を図るため、職員に研究・研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人静和会理事会の承認を得て定めるものとする。

(附則) この規程は平成 21 年 2 月 1 日から施行する。  
この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は平成 25 年 5 月 1 日から施行する。  
この規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
この規定は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。  
この規定は令和 7 年 4 月 1 から施行する。